

修 文 大 学 試 験 規 程

(趣旨)

第1条 この規程は、修文大学学則第24条の規程に基づいて、修文大学の試験に関して必要な事項を定める。

(試験の時期)

第2条 定期試験は各学期の最終授業時間以降に実施する。

(試験の種類)

第3条 試験は定期試験、追試験、再試験の三種とする。

(受験資格)

第4条 受験資格について、次の各項のいずれかに該当する場合は受験資格を認めない。

- (1) 当該科目について所定の履修手続きをしていない者。
- (2) 受験すべき当該科目における出席回数が各学期の授業回数の3分の2に達しない者。(遅刻、早退は3回をもって欠席1回とみなす)。
ただし、教授会においてやむを得ない事情と認め受験を許可し、学科担当教員が不足回数を補講する場合はこの限りでない。
- (3) 所定の授業料等学納金が未納の者。ただし、延納許可を受けている者を除く。
- (4) 学生証を所持していない者。ただし、学生証の再発行申請中の者及び不携帯の者は、教務課において所定の手続(不携帯の者については手数料も含む)をすることにより発行される「仮受験証」での受験を認める。なお、「仮受験証」は学生証の再発行申請中の者については当該の試験期間中有効、不携帯の者については当日限り有効である。
- (5) その他、教授会において受験資格喪失の判定を受けた者。

(試験の成績)

第5条 各科目の成績は各学期末の試験結果、平常の学習態度、受講中の試験成績、出席日数等を斟酌し認定する。

2 各科目の成績については以下のとおりとする。

- (1) 100点を満点とし60点以上を合格とする。
- (2) 100点以下80点以上を「A」と表記する。
- (3) 79点以下70点以上を「B」と表記する。
- (4) 69点以下60点以上を「C」と表記する。

(5) 59点以下を「D」と表記し、不合格とする。

(追試験)

第6条 病気その他やむを得ない事情により定期試験を受けられない場合は、追試験が許可されることがある。その場合は、原則として当該科目試験終了後7日以内に所定の追試験願いに欠席事由を付し、その事由を証する書類を添付して提出しなければならない。追試験が許可されるのは、次の各号のいずれかに該当する者で所定の手続きを完了し、教授会で認められた者とする。

- (1) 天災地変のため出席不可能となった者。(公的証明書)
- (2) 公共交通機関の不通及び延着のために欠席した者。(当該機関発行の証明書)
- (3) 病気・事故・怪我により欠席した者。(医師の診断書、事故証明書)
- (4) 忌引きのために欠席した者。(会葬御礼)
- (5) 卒業年度の学生で就職試験等で欠席した者。(就職試験による定期試験欠席証明書)
- (6) その他特別な事由により欠席した者。(必要に応じ証明書類)

2 追試験は原則として再試験と同時に行い、1回限りとする。

3 追試験の成績は「実点」とする。

4 追試験を認められた場合、1科目につき1,500円の追試験料を期日までに納入する者とする。

(再試験)

第7条 定期試験の結果、次の各項に該当する者は該当科目毎に所定の手続きをもって、再試験を受験することができる。

- (1) 成績が「不可」のため単位が認定されなかった科目。
- (2) 提出物(レポート、作品等)を所定の期限内に提出しなかった科目および正当な理由なく試験を受けなかった科目で、その後、教授会の許可を得た科目。

2 再試験は原則として、追試験と同時に行い、1回限りとする。

3 再試験に合格した者はすべて「C」をもって単位を認定する。

4 再試験を希望する者は、1科目につき1,500円の再試験料を期日までに納入する。

(不正行為)

第8条 試験中に不正行為を行った者はその試験は無効とし、その後の試験については受験を認めない。当該学生の処分については教授会で決定する。

(追・再試験延期)

第9条 追試験、再試験を受けることのできなかつた者は単位不認定とする。ただし、追試験、再試験と学外実習もしくは就職採用試験が重複する場合、及び尾張西部以外で自

分の居住地域に暴風警報が発令され追試験、再試験が受験できなかった場合は「追・再試験延長願」の提出により、追試験、再試験を延長して受験することができる。

(暴風警報発令時)

第10条 暴風警報発令中の処置については次のとおりとする。

尾張西部に暴風警報が発令中の場合の処置

- (1) 午前7時現在、尾張西部に暴風警報が発令中の場合は、午前の定期試験もしくは追試験、再試験は中止する。
- (2) 午前10時までに尾張西部の暴風警報が解除された場合は、午後の定期試験もしくは追試験、再試験は実施する。
- (3) 午前10時を過ぎても尾張西部の暴風警報が発令中の場合は、全日の定期試験もしくは追試験、再試験を中止する。

なお、中止となった定期試験もしくは追試験、再試験は延期する。

2 尾張西部以外の地域に暴風警報が発令中の場合の処置

- (1) 尾張西部下に暴風警報が発令されていない場合は、定期試験もしくは追試験、再試験は実施する。
- (2) 午前7時現在、自分の居住地域に暴風警報が発令中の場合は、午前の定期試験もしくは追試験、再試験は公認欠席扱いの対象とする。
- (3) 午前10時までに自分の居住地域の暴風警報が解除された場合は、午後の定期試験もしくは追試験、再試験は公認欠席扱いの対象とはならない。
- (4) 午前10時を過ぎても自分の居住地域に暴風警報が発令の場合は、全日の定期試験もしくは追試験、再試験を公認欠席扱いの対象とする。

なお、受験できなかった定期試験については追試験の対象となり(第8条)、受験できなかった追試験、再試験については延期して受験することができる(第9条)。

(雑則)

第11条 この規程に定めるものの他、試験に関する必要事項は学則の規定を準用する。

2 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学長が決定する。

附 則

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成25年4月1日から施行(一部改正)する。